公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合		備考	法人番号	
令和3年度 金沢公共職業安定所 第2駐車場賃貸借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目 4番1号	令和3年4月1日	個人 石川県金沢市小坂町中110 番地	庁舎の慢性的な駐車場不足を解消するためには、別の駐車場の確保が必要不可欠であり、来所者の利便性及び駐車台数30台程度の条件を最適に満たす敷地は当敷地のみであり、契約の性質が競争を許すものではなく、会計法29条の3第4項に該当するため。	1,651,200	1,651,200	100.0%	_	の区分		者数		-
令和3年度 石川労働局労働 基準部労災補償課分室 事 務室賃貸借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目 4番1号	令和3年4月1日	一般社団法人 石川県労働 者福祉協議会 石川県金沢市西念3-3-5	平成28年1月から労災補償課分室を当施設内に設置しているところであるが、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格よりも同等以下である当施設を選定したところである。また、仮に移転するとした場合、システム等機器や備品の移設費等が発生し、入居工事費用、現状回復費用等の経費が必要となるため、当施設で継続賃借する方がより経済的であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,883,200	3,883,200	100.0%	_					7220005000116
令和3年度 高齡者活躍人材 確保育成事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目 4番1号	令和3年4月1日	公益社団法人 石川県シル バー人材センター連合会 石川県金沢市芳斉1-15-15	高齢者がシルバー人材センターでの就業に必要となる技能講習等の実施を実施するものであるところ、この技能講習は高齢者等雇用安定法において、シルバー人材センターが実施するものと定められている。石川県内において同法に基づくシルバー人材センターの指定を受けている団体は(公社)石川県ルバー人材センター連合会である。以上のことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	42,953,900	41,029,000	95.5%	-	公財	都道府県所管	1		8220005007358

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。 (注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根 拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合 公益法人 国所管、都道府 応札・応募 の区分 県所管の区分 者数		備考	法人番号	
	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目 4番1号	令和3年4月1日	社会福祉法人 金沢市社会 福祉協議会 石川県金沢市高岡町7-25	本事業は、支援対象となる地域の、就業面と生活面の一体的かつ総合的な支援を提供するものであり、実施要綱第4の委託先の要件に示す基準に照らして、本事業の委託先として相応しいと認められるものに対し委託して実施することとなるが、その要件を満たすものとして、都道府県知事が推薦した団体が掲げられている。	28,885,654	28,843,325	99.9%		V)=-/)	N/M B V E/M	130		6220005001998
活支援センター事業委託契 約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目 4番1号	令和3年4月1日	社会福祉法人 こまつ育成 会 石川県小松市桜木町96-2	知事が推薦した団体が拘打られている。 本事業の委託契約依頼先団体である、 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会、 社会福祉法人きて育成会及び社会福 祉法人徳充会は、石川県知事から上記 の推薦を受けた団体であり、各実施地域 において実施要綱の要件を満たし、業務 を実施しうる唯一の事業所である。 また、当該団体については、公共職業安 定所、地域障害者職業センターとの連携 状況、当該地域における職業リハビリ	20,957,943	20,760,080	99.1%						9220005004313
令和3年度 障害者就業・生 活支援センター事業委託契 約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目 4番1号	令和3年4月1日	社会福祉法人 德充会 石川県七尾市青山町ろ22	大の水、当路地域における職業がかれてが テーション計画等の状況について、石川 障害者職業センターから意見をもらって おり、実施要綱第6に規定する本事業の 委託先として相応しいと認められる。 以上より、会計法第29条の3第4項及び 予算決算及び会計令第102条の4第3号 に規定される「契約の性質または目的が 競争を許さない場合」に該当するため。	14,462,189	14,342,357	99.2%	-					4220005005175
	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目 4番1号	令和3年4月1日	一般社団法人 石川県労働 者福祉協議会 石川県金沢市西念3-3-5	雇用調整助成金業務の大幅な増大に伴い、令和2年6月1日から当該ビルに事務室を設置しているが、候補地周辺に使用同質料が周辺の物価価格よりも同等以下である当施設を選定したところである。また、仮に移転するとした場合、システム等機器や備品の移設費等が発生し、入居工事費用、現状回復費用等の経費が必要となるため、当施設で継続賃借する方がより経済的であることから、会計法第29条の3第4項[該当するため、	3,237,600	3,237,600	100.0%	_					7220005000116

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。 (注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	法人番号
雇用調整助成金一時書類保 管室 事務室賃貸借	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目 4番1号	令和3年4月1日	一般社団法人 石川県労働 者福祉協議会 石川県金沢市西念3-3-5	雇用調整助成金業務の大幅な増大に伴い、令和2年6月1日から当該ビルに事務室を設置しているが、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格よりも同等以下である当施設を選定したところである。また、仮に移転するとした場合、システム等機器や備品の移設費等が発生し、入居工事費用、現状回復費用等の経費が必要となるため、当施設で継続賃借する方がより経済的であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,358,400	1,358,400	100.0%	-					7220005000116
対応休業支援金センター 事 務室賃貸借	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目 4番1号	令和3年4月1日	株式会社 クラスコ 石 川県金沢西念4-24-21	新型コロナウイルス感染症及びそのまん 延防止のための措置の影響による休業 に対する支援金センターとして、令和2年 6月23日から当該ビルに設置している が、仮に移転することとした場合、移設 費・工事費・現状回復費といった経費が 必要となるため、同施設の継続賃借がよ り経済的であること、また、移転時に憂慮 される個人情報漏えい事案の発生懸念 等を総合的に検討し、引き続き同一ビル で契約することがより効果的であることか ら、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,678,664	3,678,664	100.0%	-					3220001004108
対応休業支援金センター 事 務室賃貸借	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目 4番1号	令和3年10月1日	株式会社 クラスコ 石 川県金沢西念4-24-21	新型コロナウイルス感染症及びそのまん 延防止のための措置の影響による休業 に対する支援金センターとして、令和2年 6月23日から当該ビルに設置している が、仮に移転することとに場合、移設 費・工事費・現状回復費といった経費が 必要となるため、同施設の継続賃借がよ り経済的であること、また、移転時に憂慮 される個人情報漏えい事業の発生懸念 等を総合的に検討し、引き続き同一ビル で契約することがより効果的であることか ら、会計法第29条の3第5項に該当するため。	3,678,664	3,678,664	100.0%	-					3220001004108

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。